

事故対応が手厚い保険代理店

- ① 事故発生時に現場へ向かい事故状況を確認
- ② 保険金の対象となるかアドバイスをおこなう
- ③ 事故受付センターに事故状況の連絡をする
- ④ 保険会社の事故担当者よりお客様へ連絡が入る

USENの事故対応

- ① 事故発生時はお客様により写真撮影をしていただく
- ② 弊社担当者へ連絡いただき事故状況および写真をご提供
- ③ 弊社の保険部門よりお客様へご連絡しアドバイスをおこなう
- ④ 事故受付センターに事故状況の連絡をする
- ⑤ 保険会社の事故担当者よりお客様へ連絡が入る

③でインシュアランス事業推進部を通すため、1工程分が多いですが、保険金請求において不利益が生じることはありません。

保険金請求は“急がなければならない”ということはありません。

保険金請求権は3年間あります。
損害が生じた証拠（写真等）を保存しておくことができれば、すぐに現状復旧をしていただくことが可能です。
営業を1日でも早く復帰させることが、経営においての最優先事項と考えます。

保険代理店が事故発生時に“現場に急行する”という行動は、保険金請求において特に有利に働くということはありません。

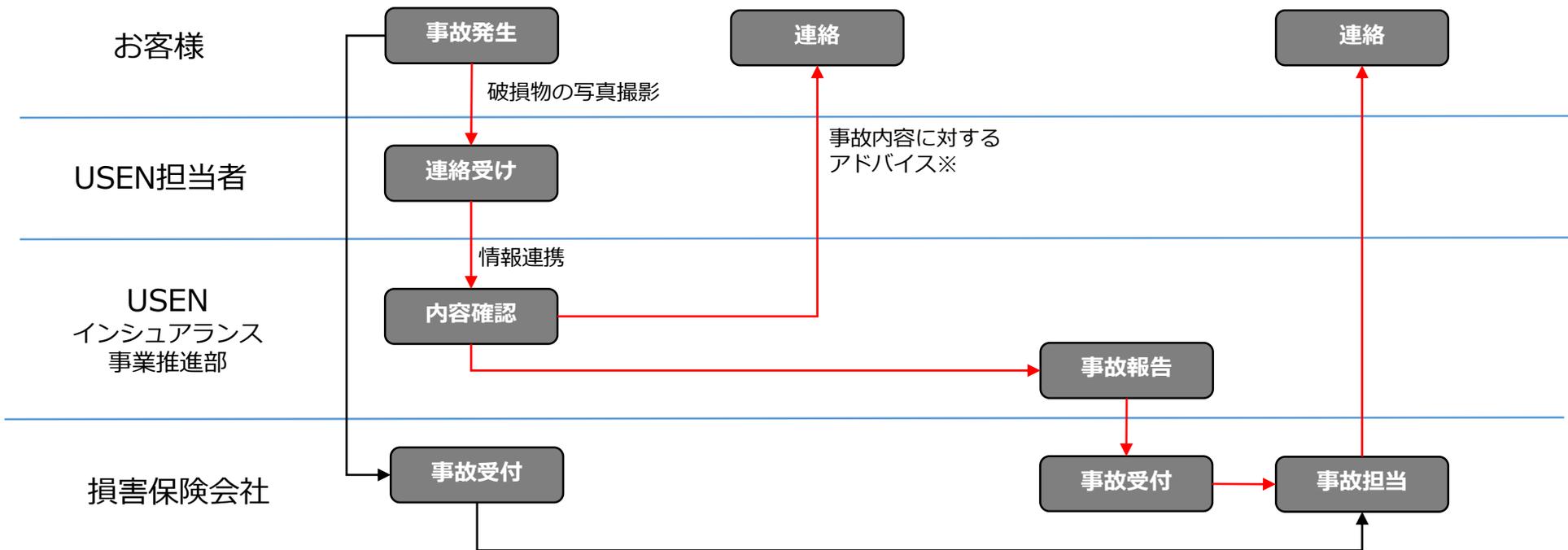
保険代理店の収益は、保険料から捻出されています。
収益を継続的に得るために“現場に急行する”フットワークがお客様の信頼をつないでいます。

USENでは、

- 事故時はお客様に写真撮影をしていただく。
 - 保険金請求アドバイスは本部の知見のあるものに集約している。
- これらの効率化により、保険代理店の収益（保険料の一部）を削ってでも、保険料をより多く割引く努力をしています。

**USENは、保険の収益を最大化することを目的にするのではなく、
保険をきっかけに様々な分野でのお付き合いを深耕させていくことが真の目的です。**

ダイレクトでもよい



事故アドバイスとは

保険金請求においては、告知の方法ひとつで保険が免責になったりするケースがあります。インシュアランス事業推進部では、事故内容に応じた保険会社とのコミュニケーションの取り方をアドバイスします。

例① 台風で店のシャッターと窓ガラスが破損

現状復旧するのに見積額が18万円だった。風・雹・雪災事故は20万円以下の場合免責となっているケースがあるため、ほかの業者で再見積もりをして20万円以上の業者を選定することをアドバイスする。

例② 豪雨で雨漏りがして店内設備が破損

雨漏りは、建物の経年劣化が原因であると認定され免責になってしまうため、強風と豪雨で屋根の一部が破損し雨が侵入してきた。とできないかをお客様と協議し、破損の事実があれば、「雨漏り」とは言わず、「屋根の破損で雨が侵入」と申告するようにアドバイスする。

※ただし、虚偽の申告を手助けする行為は詐欺罪にあたるため絶対にはありません。